「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン (案)」からの本文の変更点 (新旧対照表)

下線部が変更箇所

成 案

第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項

1~2 (略)

- 3 独占禁止法 (優越的地位の濫用)・下請法上 問題となる行為類型
 - (1)~(2) (略)
 - (3) 著しく低い報酬の一方的な決定 (略)

(優越的地位の濫用として問題となり得る 想定例)

- ・ 短い納期を設定したため、当該役務等の提供に必要な費用等も大幅に増加し、フリーランスが報酬の引上げを求めたにもかかわらず、通常の納期で発注した場合と同一の報酬を一方的に定めること。
- ・ 自己の予算単価のみを基準として、一 方的に通常の報酬より著しく低い報酬を 定めること。
- ・ 自己が報酬の見積金額まで記載した見 積書を用意し、フリーランスが当該報酬 について協議を求めたにもかかわらず、 当該見積書にサインさせ、当該見積書に 記載した見積金額どおりに報酬を決定す ることにより、一方的に通常の報酬より 著しく低い報酬を定めること。
- ・ 発注量等の取引条件に照らして合理的 な理由がないにもかかわらず特定のフリーランスを差別して取り扱い、他のフリーランスより一方的に著しく低い報酬を 定めること。
- 自己の要請に基づいて、フリーランス

原案

第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守す べき事項

1~2 (略)

- 3 独占禁止法 (優越的地位の濫用)・下請法上 問題となる行為類型
 - (1)~(2) (略)
 - (3) 著しく低い報酬の一方的な決定 (略)

(優越的地位の濫用として問題となり得る 想定例)

- ・ 短い納期を設定したため、当該役務等の提供に必要な費用等も大幅に増加し、フリーランスが報酬の引上げを求めたにもかかわらず、通常の納期で発注した場合と同一の報酬を一方的に定めること。
- 自己の予算単価のみを基準として、一 方的に通常の報酬より著しく低い報酬を 定めること。
- ・ 自己が報酬の見積金額まで記載した見 積書を用意し、フリーランスが当該報酬 について協議を求めたにもかかわらず、 当該見積書にサインさせ、当該見積書に 記載した見積金額どおりに報酬を決定す ることにより、一方的に通常の報酬より 著しく低い報酬を定めること。
- ・ 発注量等の取引条件に照らして合理的 な理由がないにもかかわらず特定のフリーランスを差別して取り扱い、他のフリーランスより一方的に著しく低い報酬を 定めること。
- ・ 自己の要請に基づいて、フリーランス

が、複数回に及ぶ打合せへの出席、人員の手配、他の発注事業者との取引で使用することが困難である新たな機材・ソフトウェアの調達や資格の取得を行うことになるなど、役務等の提供に必要な費用が増加するため、報酬の引上げを求めたにもかかわらず、かかる費用増を十分考慮することなく、一方的に従来の報酬と同一の報酬を定めること。

・ フリーランスにとって不合理な報酬の 算定方法を用いることにより、一方的に 通常の報酬より著しく低い報酬を定める こと。

(4)~(5) (略)

(6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い

(略)

(優越的地位の濫用として問題となり得る 想定例)

・ 役務の成果物の二次利用 ¹⁵について、 フリーランスが著作権等を有するにもか かわらず、対価を配分しなかったり、そ の配分割合を一方的に定めたり、利用を 制限すること。

(略)

¹⁵ 役務の成果物の二次利用としては、例えば、以下のような場合がある。

(削る)

- ・フリーランスが発注事業者の自己使用のために 制作したコンピュータープログラムを、他の事 業者のために使用する場合
- ・フリーランスが特定商品のために制作したキャ ラクターについて、他の商品に使用する場合

が、複数回に及ぶ打合せへの出席、人員の手配、他の発注事業者との取引で使用することが困難である新たな機材・ソフトウェアの調達や資格の取得を行うことになるなど、役務等の提供に必要な費用が増加するため、報酬の引上げを求めたにもかかわらず、かかる費用増を十分考慮することなく、一方的に従来の報酬と同一の報酬を定めること。

(新設)

(4)~(5) (略)

(6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い

(略)

(優越的地位の濫用として問題となり得る 想定例)

・ 役務の成果物の二次利用 ¹⁵について、 フリーランスが著作権等を有するにもか かわらず、対価を配分しなかったり、そ の配分割合を一方的に定めたり<u>して</u>、利 用を制限すること。

(略)

- ¹⁵ 役務の成果物の二次利用としては、例えば、以下のような場合がある。
- ・フリーランスが劇場映画用に制作したアニメー ションを、インターネットにより配信する場合
- ・フリーランスが発注事業者の自己使用のために 制作したコンピュータープログラムを、他の事 業者のために使用する場合
- ・フリーランスが特定商品のために制作したキャ ラクターについて、他の商品に使用する場合

(7) 役務の成果物の受領拒否

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスから役務の成果物の提供を受ける契約をした後において、正当な理由がないのに、役務の成果物の全部又は一部の受領を拒む場合 ¹⁶であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号ハ)¹⁷。

(略)

17 フリーランスから役務の提供を受ける契約をした後において、正当な理由がないのに、当該役務の提供の全部又は一部の受取を拒む場合については、「一方的な発注取消し」(前記(5))又は「その他取引条件の一方的な設定・変更・実施」(後記(12))として優越的地位の濫用の問題となり得る。

(8)~(12)(略)

(7) 役務の成果物の受領拒否

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスから役務の成果物の提供を受ける契約をした後において、正当な理由がないのに、役務の成果物の全部又は一部の受領を拒む場合 ¹⁶であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号ハ)¹⁷。

(略)

17 フリーランスから役務の提供を受ける契約をした後において、正当な理由がないのに、当該役務の提供の全部又は一部の受取りを拒む場合については、「一方的な発注取消し」(前記(5))又は「その他取引条件の一方的な設定・変更・実施」(後記(12))として優越的地位の濫用の問題となり得る。

(8)~(12)(略)